

# 奈良先端科学技術大学院大学外国人留学生特別奨学制度規程

平成23年3月25日  
規程第 2 号

## (目的)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における教育研究の国際化を推進するため、優秀で意欲のある私費外国人留学生（日本政府又は外国政府から奨学金を受領している外国人留学生以外の外国人留学生をいう。以下同じ。）に特別な奨学支援（以下「特別奨学」という。）を行い、教育研究活動に専念させることを目的とする奨学制度に関し、必要な事項を定める。

## (特別奨学対象者)

第2条 特別奨学の対象者（以下「特別奨学対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 奈良先端科学技術大学院大学留学生特別推薦選抜による博士後期課程入学試験に合格したもので、学業成績が特に優秀な本学に入学する者
- (2) 奈良先端科学技術大学院大学留学生特別推薦選抜による博士前期課程入学試験を経て博士前期課程に入学し、当該課程において優秀な成績を収め、博士後期課程へ進学する者

## (特別奨学対象枠)

第3条 特別奨学の対象者枠（以下「対象枠」という。）は、本学の予算状況等を勘案し、年度ごとに、教育研究評議会の議を経て、学長が定める範囲内とする。

## (特別奨学の内容)

第4条 特別奨学の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学時における特別奨学対象者の本国から日本までの渡航費
- (2) 入学料の全額
- (3) 授業料の全額
- (4) 研究遂行能力の育成を図ることを目的としたリサーチ・アシスタントとしての雇用
- (5) その他学長が特に認めるもの

## (特別奨学の期間)

第5条 特別奨学の期間は、博士後期課程に在籍する3年までとする。ただし、特別奨学対象者が休学する期間は、支援を行わない。

2 学長は、特別奨学対象者が災害その他やむを得ない事由により休学する場

合は、教育研究評議会の議を経て、特別奨学の期間を延長することができる。

(特別奨学対象枠の通知)

第6条 学長は、あらかじめ対象枠を研究科長に通知する。

(特別奨学対象者の推薦)

第7条 研究科長は、推薦順位を添えて、学長に特別奨学対象候補者（以下「候補者」という。）を推薦する。

(特別奨学対象者の決定等)

第8条 学長は、前条の候補者のうちから、教育推進機構に置く教育推進会議の選考に基づき、特別奨学対象者を決定する。

2 学長は、特別奨学対象者に選考結果を通知する。

(特別奨学の取消)

第9条 学長は、特別奨学対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別奨学を取り消すことができる。

(1) 本人が特別奨学を辞退した場合

(2) 奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号）第70条第2項による懲戒及び奈良先端科学技術大学院大学学生の懲戒等に関する規程（平成21年規程第5号）第23条第1項による教育的措置を受け、教育推進機構に置く教育推進会議が認めた場合

(3) その他学長が特に認めた場合

(他の奨学金等)

第10条 特別奨学対象者は、別に定める奨学金を除き、他の機関・団体等が行う奨学金を支給する制度に応募できない。

(事務)

第11条 特別奨学に関する事務は、研究・国際部国際課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、特別奨学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定に関わらず、平成23年度の対象枠は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。